

岡山市福祉総合システム標準化改修等に関する情報提供依頼（RFI）

令和7年6月
岡山市保健福祉局障害・生活福祉部
生活保護・自立支援課

1 はじめに

岡山市（以下「本市」という。）では、平成27年度から稼働している岡山市福祉総合システム標準化改修に向けた検討作業を実施しています。この作業の一環として、各事業者様の国が示す標準仕様書への対応方針、スケジュールなどを確認するための情報提供を依頼（以下「本RFI」という。）します。提供していただいた情報は、調達仕様書等を作成する際に参考情報として活用させていただきます。予定です。

2 本RFIの位置づけと依頼目的

本市の「福祉総合システム」は、複数のサブシステムから構成されており、平成27年度から稼働を開始、現在に至っています。また、「岡山市共通基盤システム」を介した住民記録、国民健康保険、市税、介護保険等各システム間データ連携や番号制度情報連携の機能を保有しています。

これに対し、一部のサブシステム（障害福祉・児童手当）において、令和3年9月の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の施行により、国が定める期限である令和7年度末までに標準仕様書に準拠したシステム更改を目指してまいりましたが、令和5年度にRFIを実施した所、当該時期までのシステム更改は困難と判断し、特定移行支援システムに該当している状況です。

そのため、令和8年度以降の早急なシステム標準化改修を進めており、RFI実施により福祉総合システム標準化改修等に関するスケジュールの検討を主な目的としています。

3 情報提供依頼の概要

貴社が提供する福祉システム及び関連する共通機能について、次の観点で回答をお願いします。

- (1) 本市への提案可否
- (2) 提案可能な場合の提供可能スケジュール
- (3) 提案可能な場合の貴社の対応方針・前提条件

4 質問の受付

- (1) 記入様式
 - ・「【様式1】質問票」に記入ください。

(2) 提出方法

- ・電子メールの方法で、記入した「【様式1】質問票」(Excel形式)を添付し、「10 担当」記載の生活保護・自立支援課宛電子メールまで送付ください。
- ・電子メールの件名は、「【質問】岡山市福祉総合システム標準化改修等に関する情報提供依頼(●●●)」としてください。※「●●●」は貴社名
なお、送付後は電話での到達の確認を行ってください。

(3) 提出期限

- ・令和7年6月17日(火曜日)午後3時まで

(4) 質問に対する回答

- ・令和7年6月23日(月曜日)午後5時までに、質問票に記載のメールアドレス宛に回答します。

5 情報提供及び提出方法

(1) 記入様式

- ・「【様式2】提案者の概要」に貴社の会社情報を記入してください。
- ・「【様式3】情報提供表」を記入してください。

(2) 提出方法

- ・電子メールの方法で、記入した「【様式2】提案者の概要」(Excel形式)、「【様式3】情報提供表」(Excel形式)を添付し、「10 担当」記載の生活保護・自立支援課宛電子メールまで送付ください。
- ・電子メールの件名は、「【提出】岡山市福祉総合システム標準化改修等に関する情報提供依頼(●●●)」としてください。※「●●●」は貴社名
なお、送付後は電話での到達の確認を行ってください。

(3) 提出期限

- ・令和7年6月30日(月曜日)午後3時まで

6 「【様式3】情報提供表」記入要領

(1) 1. 基本情報

- ・「調達参加」の意向を選択ください。
「参加」の場合は「調達方法」、「構築開始時期」、「構築完了時期」、「提案CSP」を選択・記入ください。
「不参加」の場合は「3.不参加理由」を選択・記入ください。
- ・「調達方法」で「分割調達」を選択した場合は、「4.分割調達」を記入ください。本表で不足する場合は、任意様式にて提案ください。
- ・「提案CSP」で「その他」を選択した場合は、「2.提案CSP」を記入ください。

(2) 2. 不参加理由

- ・「不参加理由」を選択ください。「その他」を選択した場合は「備考」に理由を記入ください。
- ・「1.基本情報」で「参加」を選択した場合は記入不要です。

(3) 3. 分割調達

- ・ 「分割単位」に「6. 対象業務」に記載した全ての業務をどのような単位で分割すべきかを漏れなく記載ください。
- ・ 「分割理由及びメリット」に、分割することのメリットを提案対象外とするシステムやシステム間連携などで発生する調達負荷を踏まえ費用対効果含めて定量的に提案ください。
- ・ 「1. 基本情報」で「一括調達」を選択した場合は記入不要です。

(4) 4. 提案 CSP

- ・ 「提案 CSP」に貴社システムで採用している CSP を記入ください。
- ・ 「提案理由及びメリット」に、AWS 以外の CSP を採用することのメリットをマルチクラウド構成なることによる、CSP 間のレイテンシーの悪化や運用管理コストの高額化のリスクを踏まえたメリットを、費用対効果含めて定量的に提案ください。
- ・ 「1. 基本情報」で「AWS」を選択した場合は記入不要です。

(5) 5. 提案条件

- ・ 貴社が調達参加するうえでの前提条件等を記入ください。
- ・ 「1. 基本情報」で「不参加」を選択した場合は記入不要です。

(6) その他

- ・ 自由記入欄で記入項目が不足する場合は、任意様式にて記載のうえ提出をお願いいたします。

7 対象業務

<標準化対象業務>

①障害福祉システム

※ 精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療・育成医療、自立支援医療・精神通院医療は除く

② 児童手当システム

<標準化対象外業務>

③ 障害福祉システム（標準化対象外）

- ・ 地域生活支援事業
- ・ 心身障害者扶養共済制度・心身障害者保険扶養事業
- ・ タクシー券・はりきゅうマッサージ券
- ・ 障害者助成事業等
- ・ 日常生活用具
- ・ 緊急通報システム
- ・ 福祉電話
- ・ 児童福祉年金

④ 高齢者福祉

- ・ 生活支援短期入所事業
- ・ はり・きゅう・マッサージ券（高齢者）
- ・ ひまわり給食
- ・ まごころ給食
- ・ 家族介護者慰労金
- ・ 緊急通報システム
- ・ 福祉電話

- ・ 高齢者福祉給付金
 - ・ 高齢者日常生活用具
 - ・ 入浴券
 - ・ 理容券
 - ・ 養護老人ホーム（一部、特別養護老人ホーム）
- ⑤ 福祉医療
- ・ 心身障害者医療費助成
 - ・ ひとり親家庭等医療費助成
 - ・ 子ども医療費
- ⑥ 母子父子寡婦福祉資金
- ※ 原則、上記システムを一括で導入するものとします。分割調達・導入を提案する場合は、分割することのメリットを提案対象外とするシステムやシステム間連携などで発生する調達負荷を踏まえ費用対効果含めて定量的に提案をお願いします。

8 基本要件

(1) 本市想定スケジュール

- ・ 令和 8 年度第一 4 半期～令和 10 年度第 4 四半期 システム改修
- ・ 令和 11 年度～ システム保守運用

※システム改修の開始時期は改修に伴う職員の負荷分散、完了時期は現行システムの保守期間を踏まえ、原則変更は想定していません。

(2) システムの提供方法

本システムは、ガバメントクラウド上に構築されたパッケージシステムを導入すること。本市の標準化における CSP は原則 AWS を選定しております。それ以外の CSP を提案する場合は、マルチクラウド構成となりますので、CSP 間のレイテンシーの悪化や運用管理コストの高額化のリスクを踏まえたメリットを、費用対効果含めて定量的に提案をお願いします。

(3) 利用者概数等

所属等種類	拠点個所数	発行アカウント数	端末(パソコン)数	プリンタ数
福祉事務所	6	310	250	30
業務主管課	12	160	60	15
保健センター	7	105	10	10
区役所	4	20	15	5
支所	4	30	15	5
地域センター	13	90	15	15
計	46	715	365	80

(4) 機能・帳票要件

<標準化対象業務>

「7. 対象業務」①～②に示すシステムの標準仕様書に規定されている実装必須機能及び標準オプション機能並びに本市固有機能を想定している。

なお、本市固有機能は外付けシステム及び各種ツールの適用等による対応を想定している。

<標準化対象外業務>

「7. 対象業務」③～⑥に示すシステムの本市固有機能を想定している。

※機能・帳票要件の詳細は、「8. 基本要件①本市想定スケジュール」に対応可能と回答いただいた事業者に対して個別に提供のうえ、対応可否の協議を実施するものとする。

(5) 連携機能

連携データは国が定める「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第2.0版】」の「基本データリスト」及び「機能別連携仕様」に定められた連携データ以外に標準化対象外システム向けに全項目データの提供をする想定がある。

(6) データ移行

- ・ 移行可能なデータ（移行元システムから抽出可能なデータ）については、原則として、全て移行するものとする。ただし、移行対象データ及びその範囲等の詳細については、本市と協議のうえ、移行要件を定義する工程又はフェーズで決定するものとする。
- ・ 移行データはCSV形式で提供する。
- ・ 移行データは本市で準備する。
- ・ 移行データの加工は事業者側で実施する。

9 その他留意事項

- ・ 本RFIに応じていただいた場合、ヒアリングや追加の資料提供をお願いすることがあります。また、既存のパッケージシステムを保有されている場合、そのデモンストレーションが可能かをお尋ねし、その実施を依頼することがあります。
- ・ 本RFIに関する資料作成及び提出に係る費用（ヒアリングやデモンストレーションにかかる費用を含む）は、本市から追加依頼した部分も含めて貴社のご負担となります。
- ・ 本RFIは、システムに関する技術や価格等の各種情報を得るための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではないことをご理解ください。
- ・ 本RFIに対して、貴社からどのようなご提案をご提示いただいても、それを将来の契約を約束するものではないことをご理解ください。
- ・ 本RFIに基づいて資料提供・提案をいただいた提供者に対し、今後の入札等において特に優遇し、又は不利な取扱いを行うことはございません。これは、提案等を行わなかった方についても同様です。
- ・ 本RFIに関し本市が提供した関係資料は、本RFIに関する作業以外には使用しないでください。また、第三者に開示・提供することはご遠慮下さい。
- ・ ご提出いただいた資料等は原則として返却いたしません。また、ご提出いただいた資料等について、本市が第三者に提供することはございませんが、調達仕様書等に反映させていただく場合がございますのでご了承ください。

10 担当

700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

岡山市保健福祉局障害・生活福祉部生活保護・自立支援課

生活保護・自立支援課宛電子メール：seihojiritsu@city.okayama.lg.jp

電話：086-803-1349

担当：永井